

東京地方裁判所民事部御中

2011年2月28日

原告 樋田 敦

訴状

当事者の表示 別紙当事者目録の通り

論文掲載および損害賠償請求事件

訴訟金額 金260万円

貼用印紙 金 万円

請求の趣旨

- 1 被告日本気象学会は、原告らの論文「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった
II. 関連する事実と理論についての考察」について、その科学的欠陥を指摘できず、
また論文掲載のための必要条件に反していないのであるから、査読者Bを差し替え
のうえ、これを掲載する方向で論文審査を再開すること。
- 2 被告日本気象学会は、原告に対して、金100万円およびこれに対する訴状送達の日
日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- 3 訴訟費用は被告の負担とすること。

旨の判決ならびに仮執行宣言を求める。

請求の原因

目次

はじめに

第1、当事者

第2、本件訴訟の背景

第3、本件憲法違反および不法行為の成立

第4、原告の損害および結語

第5、求釈明

はじめに

本件被告日本気象学会による論文採用拒否事件は、憲法第23条(学問の自由)に違反する事件である。

憲法が保障する学問の自由とは、真実を知る自由と真実を知らせる自由である。虚偽を真実と誤解して行動すれば、矛盾により身動きが取れなくなり、関係者は大きな損害を被る。したがって、真実を知ること、真実を知らせることは人間がまっとうに生活するために極めて重要であり、憲法で特に条項を設ける理由と考えられる。

すなわち、憲法第23条が保障する学問研究の自由とはこの真実を知る自由のことであり、また研究成果発表の自由と教育の自由とは真実を知らせる自由のことである。

本件は、国策を重視する一部の科学者の画策によって、憲法第23条が保障する研究成果発表の自由、すなわち真実を知らせる自由が侵害された事件であり、真実を知らされないことによって国民は重大な損害を受けることになる。

第1、当事者

1、原告は、東京大学大学院物理課程博士課程2年終了から、東京大学理学部助手(物理教室)を経て、理化学研究所研究員(物性物理)となる。理化学研究所を定年退職後、名城大学商学部(後に経済学部)教授となり、環境経済学を12年間講義した。

原告は、「石油枯渇後の無限のエネルギーという核融合」の虚構を明らかにする過程で、地球には水蒸気を含む大気の循環による気象エンジンがあって、余分のエントロピーを宇宙に捨てることにより、エントロピー増大を免れていることを初めて示した。地球に存在する生命や人間社会はこの気象エンジンの能力の範囲にある。

原告の研究は、物や熱の出入りするあらゆる開放系に成り立つ熱物理学(エントロピー論)であり、その応用として気象学、経済学、生態学も研究し、最近、それぞれ著書を書いた(甲1、2、3)。原告は、2007年以来、被告日本気象学会の会員である。

2、被告日本気象学会は、1882年5月に東京気象会として創立し、1941年に社団法人日本気象学会となり、現在会員数は4,300人を超える。

学会の事業および目的として、定款(甲4)第4条において「気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり(中略)学術文化の発達に寄与する」とし、第5条2において機関誌の刊行を記し、また細則(甲5)第16条において、その機関誌として『天気』(和文)および気象集誌(英文)を発行する。『天気』は、気象学における唯一の査読付き和文の学術誌である。

この『天気』編集委員会は、「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」(甲6、以下「考え方と指針」という)を作成し、著者の心得、査読者の役割、編集委員の心得などを

定めている。

被告日本気象学会は、上記したように他の理系学会と共通の性格を持つ普通の学会であるが、その本部を気象庁内に置き、地方支部を各地方気象台に置き、歴史的に気象庁の業務の広報もしている。そのため、国の気象行政の影響を強く受けている。

その意味で、日本気象学会は準公的機関であり、研究者の研究および研究成果の発表について、憲法第23条(学問の自由)をより注意して保障する責任がある。すなわち、準公的機関であることを常に意識し、気象学が政治によって曲げられることのないように、真実を知ることと真実を知らせることについて、特に配慮して運営する必要がある。

したがって、本件で問題となるような、査読制度を悪用して、研究成果の発表を排除するようなことは、決してあってはならないのである。

第2、本件訴訟の背景

1. 本件事件では、政治的見解の相違が争いの原因である

そもそも、学問の自由が問題となる案件は、政治的または宗教的原因により発生する。本件の場合、気象学会の主流は、国連のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)による「人為的CO₂による地球の温暖化」を無条件に信じて、人為的CO₂の排出削減を国策とする現政府を理論的に支えている。

これに対して、原告は、「CO₂と気温の因果関係は逆であって、気温高の結果大気中のCO₂濃度が増大した」と考え、CO₂排出削減という国策は無駄であるだけでなく、有害と考えている。

両者は、産業革命以前においては、「気温が原因でCO₂濃度は結果である」とする点で一致している。ところが、気象学会の主流は、産業革命以後、石炭などの使用で大量のCO₂を排出することとなり、この人為的に発生したCO₂の約半分が大気中に溜まり、CO₂濃度が高まって因果関係は逆転し、気温が上がったと主張する。

これに対し、原告は、物理学者として、人為的に発生したCO₂は大気中に3.3年分以上溜まることはなく(気象学では滞留年数という)、その因果関係は過去と変わらず、最近の気温高の結果、CO₂濃度が増えたと主張する。つまり、原告の主張が正しければ現在の国策はその基盤を失い、国費を浪費していることになる。

このどちらが正しいかについては、気象学会において、自由に議論がなされるべきである。しかし、被告気象学会の主流は、CO₂削減という国策を維持する立場から、自由な学術的議論を避け、原告の論文の採用を拒否し、そのような反対意見はなかったことにしようとした。被告気象学会は、不合理な国策に沿って運営されている。

そればかりか、被告気象学会によるこの論文掲載拒否は、原告の研究成果の発表の自由(真実を知らせる自由)を侵害し、憲法第23条に違反する。被告気象学会の主流は、学

同の場に政治を持ち込み、定款第4条に反して学術文化の発達を妨害しているのである。

そのため、国民は地球温暖化について真実を知ることができない。その結果、国内的には温暖化対策に必要な資金を得るため大量の国債が発行され、これが子孫の負担となり、また国際的には石油に代わるエタノール燃料が生産されて、食糧価格は高騰し、貧困者は苦しめられるなど、人々は重大な損害を受けることになった。

2. 憲法第23条違反を争う東京大学による名誉毀損事件

憲法第23条(学問の自由)を争う事件としては、本件原告を原告とする別件東京大学による名誉毀損事件(東京地裁平成21年(ワ)第47553号)がある。これは真実を知る自由の侵害を争うものである。

この事件では、東京大学が、原告を筆頭に12名の科学者に対して「懐疑論者」(人為的CO₂により温暖化するという説に反対する者)として名指しし、その議論に9項目の特徴を貼り付け、また原告ら12名の36項目の議論に対してこれを恣意的に取り上げて人身攻撃・名誉棄損する書物『地球温暖化懐疑論批判』を、国費により大量作成し、これを無料で配布し、またインターネットで無料pdf公開した。

東京大学は、国立大学法人法により設立された法人であるから、憲法第21条の表現の自由を享有していない。したがって、東京大学は、東京大学という名前で論文を作成することはできず、また東京大学という名前で他者の論文に反対することもできない。

それにもかかわらず、東京大学は人為的CO₂による温暖化説に反対する原告を筆頭に12名の科学者を名指しして、その研究成果に対し上記9項目の特徴を貼り付け、また原告らの36項目の議論に対して酷評したことは、学問の自由(真実を知ること)に対する重大な攻撃である。

なぜ東京大学が、このような憲法違反をしてまで、名指しして人身攻撃するという名誉毀損事件を起こすことになったか。それは東京大学小宮山宏総長(当時)らの進言により、鳩山首相が世界に対して、「CO₂25%削減」を約束したことに原因がある。

しかし、この政策を支える「人為的CO₂による温暖化説」は世界的に落ち目になってきた。そこで、CO₂による温暖化を誇張する必要が生じて、この問題を扱うIPCC報告書には多数の虚偽の記述が載り、また否定的論文の発表が妨害された。

また、この政策の基本となるCO₂排出権のシカゴ取引所では排出権価格が低迷し、取引数が激減した。その結果、2011年1月にはこの取引所は閉鎖された。環境経済学の大失敗である。

このように落ち目のCO₂温暖化説を立て直すため、前記小宮山宏東京大総長は「懐疑論に終止符を」という談話を発表し(甲7)、その目的のために東京大学の権威を悪用して上記書物を発行し、この人為的CO₂温暖化説を批判する原告らの社会的評価を貶め、その影響力を殺ごうとしたのであった。

つまり、この東京大学事件は、国策としての温暖化対策を推進する政治的学者により引き起こされた事件であって、「東京大学による憲法違反という重要事情を抱える名誉毀損事件」なのである。

3. 反論を受け付けなかった気象学会(最初の事件)

前記東京大学事件は、地球温暖化という政治課題をめぐって、「真実を知る自由」に対する憲法第23条違反事件であるが、同政治課題をめぐって「真実を知らせる自由」に対する憲法違反事件が日本気象学会においても起こっていた。

日本気象学会誌『天気』は、すでに述べたように、日本における気象に関する査読制度を持つ唯一の和文の学術誌である。この気象学会誌『天気』の編集委員会は、地球温暖化論者により私物化されている。その結果、原告ら懐疑論者の研究成果の発表は、この気象に関する唯一の和文雑誌『天気』からことごとく排除されてきた。

最初の事件は、2005年から2007年にかけて引き起こされた。原告は、一般誌や著書で、気象学者C. D. キーリングによる研究を紹介して、気温の変化が先でCO₂濃度の変化が後であることから、気温が原因でCO₂濃度増は結果であると主張していた(甲1ほか)。

この原告の主張について、『天気』2005年6月号において、「気温の変化が二酸化炭素の変化に先行するのはなぜ?」という「質問」があり、被告学会会員河宮未知生による「回答」が載った。

原告は、当時被告気象学会の会員ではなかったが、原告の主張が気象学会において反対されたことを知り、この「回答」の間違ひについて「反論・CO₂濃度と気温の因果関係」という論文を同誌に投稿した(2006年9月)。

この件について、新野宏編集委員長(後の理事長)と原告の間で、査読・返答のやりとりがあったが、結局、藤部文昭編集委員長(途中交替)は、原告による査読に対する質問に一切答えないまま、「原稿の掲載は無理」として原稿を送り返してきた。

つまり、原告は気象学会機関誌『天気』で一方向的に攻撃されても、これに反論できないのである。そこで原告は、気象学会に入会し、『天気』誌の「会員の広場」欄に、「反論を受け付けない気象学会は「学会」と言えるのか」を投稿した。さすがに、会員の交流欄ということもあって、これはそのまま掲載された(2008年3月号、甲8-1)。

なお、原告は、日本物理学会の会員でもある。この地球温暖化問題は物理学としても重要な話題であるから、この気象学会での論争について『日本物理学会誌』に「CO₂を削減すれば温暖化は防げるのか」と題して解説した(2007年2月号、甲8-2)。

しかし、気象学者は、物理学会にはほとんど入会しておらず、この物理学会誌に載った記事は多くの気象学会会員には読む機会もなく、原告の指摘した地球温暖化説の欠点は気象学者の話題にはならなかった。

つまり、IPCCの人為的CO₂温暖化説を信ずる者が独占する気象学会により、そ

の記事に対する反論をも受け付けないという方法で、気象学会は憲法第23条で保障された原告の研究成果発表の自由を侵害したのである。

4. 第一論文採用拒否事件(2回目の事件)の経過

前記「反論」での原告と編集委員会との争点はキーリングの研究の解釈の違いであった。原告は、「気温が先でCO₂濃度が後」というキーリングの発見した因果関係を重視して、気温高が原因でCO₂濃度増は結果と主張した。これに対して編集委員会は、このキーリングの研究では長期的傾向が除かれていることを根拠にして、これにより長期的傾向は論じられないと主張した。

そこで、訴外近藤邦明と原告榎田敦は共同して、35年間という長期にわたる気温とCO₂濃度の関係を分析して、「気温そのものとCO₂濃度の変化率が長期的に一致して変化する」という事実を発見した。これにより「長期的にも、気温高が原因で、CO₂濃度増は結果である」と主張した。

訴外近藤邦明と原告榎田敦は、この「事実の発見」という研究成果を論文「CO₂濃度の増加は自然現象」としてまとめ、日本気象学会機関誌『天気』に投稿した(2008年4月28日、甲9-1)。この研究では長期的傾向を除いていないから、藤部編集委員長の主張は成立せず、この論文排除の根拠は失っていた。

査読は3回なされた。1回目の査読では、査読者Aは、原告らの発見した「長期的にも、気温高が原因で、CO₂濃度増は結果である」という事実を認めた。ここで注意すべきは、査読者Aは、原告らの発見した事実について「数年規模」の研究とはしていない。そうではなく、査読者Aは原告らの「考察」に強い難色を示した(甲9-2)。

これとは違って、査読者Bは、原告らの発見した事実を認めず、IPCCのいうようにこの現象は「数年規模」の現象と「解釈できる」と固執した(甲9-2)。そこで、著者は、これらの査読コメントに対して反論する回答をした(甲9-3)。

2回目の査読で、査読者Aは、「気温とCO₂濃度の変化率の相関がよいことは図5からよく分かる」と原告らの発見した事実を評価した。そして、やはりこの時も原告らの研究について「数年規模」の研究とはしていない(甲9-4)。

査読者Bも、2回目の査読で、原告らの「長期的傾向は除かれていない」という主張を認めた。しかし、IPCCを無条件に信ずる査読者Bにとって、この現象は「短期(数年程度)の関係」とするIPCCの説明との矛盾にこだわっていた(甲9-4)。

このように、両査読者ともに、原告らの発見した事実については認めたのである。そこで、原告らはこの論文を、両査読者に認められた前半部分(事実)と査読者との間で議論の残る後半部分(考察)を分け、前半部分を今回提出するとし、後半部分は「第二論文」として、後に提出すると編集委員会に伝えた(甲9-5)。そして、「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった。その原因は気温高である」(「第一論文」)を提出した(甲10)。

ところが、3回目の査読において、査読者Aは、1回目と2回目の査読では原告らの発見した事実を認めていたのに、その査読意見は別人が書いたものと見間違えるほどの大幅変更をして、著者らの発見した事実を認めないとした(2009年2月12日、甲11-1)。

この査読における査読者Aの意見は科学的に支離滅裂である。そして、突然、1回目と2回目では述べたことのない「数年規模の変動」ということばを初めて使って、採用は無理であると主張した。このことは3回目の査読の直前に、査読者Aに大きな外力が加わり、これに査読者Aが屈服したことが読み取れる。

査読者Bも、2回目の査読では、「長期的傾向は除かれていない」という著者の主張は正しいと認めていた。しかし、3回目の査読では、これを忘れたかのように、著者の研究は「数年程度の時間スケール」と一方的に断じたのである(甲11-1)。

藤部編集委員長は、この変更された査読者A、Bの意見を根拠にして、この第一論文が「数年スケールの変動」によって「長期的トレンド」の主張をしているとして、この第一論文の掲載を拒否したのであった(甲11-1)。

原告らは35年間の事実を分析をして結論を得ており、数年スケールの変動で議論しているのではない。したがって、この編集委員会の拒否理由は原告らの論文の故意の誤解、いいがかりであるので再審査を求めた(甲11-2)。これに対して、藤部編集委員長は、誤解やいいがかりがあったか否かについて一切返答することなく、査読者の意見に基づき厳正に判断したとし、最終的決定と伝えた(甲11-3)。

そこで、原告らは、「数年スケールでの因果関係を論拠にしていない」ことを藤部編集委員長に伝えたうえ(甲11-4)、被告の拒否理由は「誤読に基づくもの」として、東京地裁に提訴した(東京地裁平成21年(ワ)第17473号、2009年5月27日)。そして、この論文は「長期的研究である」と主張した(原告準備書面(6)2010年1月19日、甲12-1)。

ところが、東京地裁は、その「誤読」があったかどうかについては一切判断することなく、「投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」として、原告の主張を退けた(2010年3月18日、甲12-2)。つまり、両者共に科学的であれば、科学誌の編集者の裁量は不法行為ではないとし、科学論争に介入したのであった。

原告は、東京高裁に控訴した(東京高裁平成22年(ネ)第2665号)。ここで、①この地裁判決では憲法違反となる、また②「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」(「考え方と指針」)を無視している、と主張した(控訴人準備書面(1)、甲13-1)。

これに対し、東京高裁は、①憲法違反については沈黙し、②「考え方と指針」については、「指針」としての法的義務を無視し、単なる「考え方」であって法的義務は発生しない、として地裁判決を全面的に採用した(2010年8月25日、甲13-2)。

原告は、この判決は憲法第23条違反を見逃したとして上告した(最高裁平成22年(オ)第1840号)。そして、「考え方と指針」の指針としての法的義務を否定したと主張した(上

告理由補充書、2010年11月22日、甲14-1)。しかし、最高裁は一切これらを判断せず、いわゆる「みくだり決定」を原告に通知した(2010年12月24日、甲14-2)。これでは国民は裁判を受ける権利(憲法第32条)が奪われることになる。

以上述べたように、原告はCO₂温暖化論者から集中して攻撃を受けている。それは、原告のグループが、一貫して温暖化がCO₂濃度増の原因であり、CO₂が温暖化の原因ではないことの事実を突き付け、地球温暖化論者の存在の基盤を揺るがしているからである。ところが、IPCCを信じる者らは、科学的事実ではこれに対抗できないので、原告に対して名誉毀損や論文発表の妨害など不法な方法を用いて対抗しようとするのである。

第3、本件憲法違反および不法行為の成立(3回目の事件)

1. 本件第二論文の提出

東京高裁の判決後、後に提出するとしていた「考察」に関する原論文の後半部分を「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった II. 関連する事実と理論についての考察」(甲15-1、以下「第二論文」という論文にまとめ、初回提出の際の査読者による2回目のコメントに回答(甲15-2)をつけて、気象学会に提出した(2010年9月13日)。そして、「考え方と指針」に沿って審査がなされるよう要望する文書を提出した(甲15-3、2010年11月2日)

2. 第二論文の内容

第二論文は次に述べるような内容になっている。

【はじめに】

本論文は、2008年4月に『天気』誌に投稿した原稿の後半部分である。この前半の部分第一論文は査読者との意見の違いにより不採用になっているので、要約する。

【論文(1)・発見した事実に関する部分の要約】

第一論文では、まず、キーリングにより気温の変化が大気中のCO₂濃度の変化に1年先行することを述べたうえで、このキーリングの図は、CO₂濃度の長期的傾向を除いて作図されており、気温とCO₂濃度の長期的関係を論ずることはできない。

そこで、気温の変化率とCO₂濃度の変化率を比べる図を作成した。この図においても、気温はCO₂濃度に1年先行する。この図では、CO₂の長期的傾向を除いていないから、長期的にも気温が原因で、CO₂濃度は結果である。

ここで、なぜ1年の差が生ずるのかを考え、気温そのものとCO₂濃度の変化率を比べる第3図を作成し、これが長期間にわたって、極めてよく対応することを発見した。

この図から気温とCO₂濃度変化率の散布を示す第4図を得て、回帰直線を作ると、その気温切片は、マイナス0.6℃である。このことから、気温が1970年から2000年の平均気温よりも0.6℃低ければ、大気中CO₂濃度は増加しないことが分かる。

【関連する事実に関する考察】

- ① 1年遅れの問題：気温もCO₂濃度もほぼ4年周期のsine関数なので、これを微分するとcosine関数になり、1年早くなるという問題であった。
- ② 気温以外の原因：気温とCO₂濃度の変化率は必ずしも対応しない部分がある。これは気温と赤道海域の温度が連動しない場合があることと考えられる。
- ③ 一方的なCO₂濃度の増大：これは赤道海域などでCO₂濃度の高い深海水が湧昇してCO₂を放出するからと考えられる。
- ④ エルニーニョだけが原因ではない：これまでエルニーニョが原因とされてきたが、非エルニーニョでもCO₂濃度は増加する。これは、現代の気温偏差がマイナス0.6℃よりも高いからである。逆に、これより気温が低くなれば、CO₂濃度は減る。

【人為的CO₂温暖化説の理論的欠陥】

- ① 大気中の人為的CO₂濃度は最大でも7ppm：気象学でのCO₂の滞留時間は3.3年であり、人為的原因のCO₂も3.3年分以上溜まることはない。人為的CO₂の約半分が溜まり続けたとする考え方は、気象学の成果を無視するもので間違っている。
- ② 大気中のO₂の測定はCO₂温暖化説の矛盾をより深めた：森林破壊や農地劣化を考えると、海によるCO₂の吸収と光合成が説明できる。IPCCの説明は正しくない。
- ③ 水蒸気の温暖化効果を考えないCO₂温暖化説：水蒸気の温暖化効果こそ大切。CO₂の温暖化効果は、水蒸気濃度が低い放射冷却のある寒帯または温帯の冬だけである。
- ④ 人為的CO₂温暖化説には事実根拠がまったくない：同位体比率など無意味である。
- ⑤ 人為的CO₂温暖化説の決定的欠陥：CO₂で温暖化したという事実証拠は一切存在せず、これを支えているのはシミュレーション計算だけである。しかし、シミュレートとは「真似る」ということである。事実がないのだから「計算で得られたのは幽霊」なのに、多くの人々はこれを信じてしまった。

【結論】 大気中のCO₂濃度上昇は自然現象であり、「温暖化対策」は無意味である。

3. 査読経過

第二論文の査読は1回なされた(11月22日、甲16)。この査読では、第一論文での査読とは違って、査読者Aは「数年スケールの変動」を拒否理由とはしなかった。査読者Bは、カッコ書きでIPCC説と短期変動の関係を「推測」してはいるが、これは第二論文の拒否理由ではない。拒否理由は、これとは別のA9項目、B21項目の査読意見である。

藤部編集委員長は、この30項目の査読意見により「掲載基準に合致しない」という両査読者の意見をつけて、この第二論文を返却してきた。

そこで、原告は、査読者のいう「掲載基準」とは「考え方と指針」に示された「掲載の必要条件」のどれに該当するのか、など3点を質問書にまとめて送付した(11月28日、甲17)。

編集委員会からの何の返事もないので、原告らは、さらに査読意見に対する質問をま

とめ質同書(2)として編集委員会に送り(12月13日、甲18)、次のように指摘した。

査読者Aのコメントは9項目あるが、

(A1)において、査読者Aは「著者らの主張するように世界気温の高温化が原因で長期的なCO₂濃度の増加が生じているとする仮説を立てることも可能である」としている。

このように仮説を立てることが可能ならば、その仮説を発表する原告らの第一論文、第二論文はともに科学的に合理的であることになる。したがって、両論文ともに『天気』誌に掲載されるべきと指摘した。

すなわち、前回第一論文の査読では、査読者Aは、1回目と2回目では長期的に成立することを認めていたのに、3回目では、「数年規模の変動」と無理にこじつけた(甲11-1)。この査読者Aの変更を根拠にして藤部編集委員長は第一論文の掲載を拒否した。しかし、この第二論文の査読では、査読者Aは、意見をふたたび元の長期的に成り立つ仮説に戻した以上、藤部編集委員長の「採用しない」とする判断は間違っていたことになる。

(A2)では、高橋らの主張に対して「根拠ある否定ができていない」とするが、著者は高橋説を否定していないし、否定するつもりもないと述べて、このAの意見は誤解に基づく指摘した。

(A3)には、「もともとは人為的に放出されたもの(と著者らも認めている)」などの記述があるが、これを著者は認めていない。つまり、この指摘は査読者Aの曲解である。

(A4)では、この査読者Aによる「辻褄が合わない」との断定は、森林破壊を考慮しておらず、Aの誤解である。この点、Aに誤解が生じないように加筆すれば解決する。

(A5～A7)では、このままの表現でもよいが、加筆すれば査読者Aの趣旨を生かして改善できる問題であって、掲載不可とするほどの問題ではない。

(A8)では、査読者Aは「一貫性がない」と断定する。しかし、論じている対象の物理現象が違うから、説明が異なるのは当然である。

(A9)では、①説明の根拠不足、②無理な論理展開、③一貫性がないとの3点をAの査読による採用拒否の理由とした。しかし、

①(A1～3)での説明の根拠不足との指摘は、Aの誤解、曲解、間違いによる。(A4～7)は、そのままでよいが、加筆すれば読者に誤解が生じないように改善できる。

②無理な論理展開との指摘は具体的な指摘がなく、単なるAの印象にすぎず、これにより採用不可と断ずることはできない。

③(A8)での一貫性がないとの指摘は物理現象が違うので説明が違って当然である。

したがって、査読者Aの査読結果は、9項目とも掲載拒否の理由にはならないものばかりであって、これでは掲載を拒否できないと編集委員会に伝えた。

次に、査読者Bの査読について述べた。Bの意見は21項目あるが、その最初の査読意見(B1)はとんでもない内容であった。

まず、①してもいいし、する気もない「主張の根拠を示せ」というのである。このよ

うなBの注文は無理である。

そして、②何か分からない原因により「否定される可能性を排除できない」ともいう。このようなBの査読は「目茶苦茶」であり、科学者として失格である。したがって、原告は、「考え方と指針」3.編集委員の心得にあるように、この査読者Bの差し替えを求めた。残りの20項目の査読意見にも同様の科学者としてふさわしくない意見が存在する。

このように査読者AとBの査読意見では、この原稿を掲載拒否できない(甲18)。それなのに、藤部編集委員長は、回答を拒否した(12月15日、甲19)。

そこで、この査読手続きが適正であったかどうかについて「疑い」があり、編集委員会にはこの「疑い」を晴らす義務があるとして、質問書(3)を送った(12月23日、甲20)。

年が明けて2011年1月17日、藤部編集委員長は返書が届けた(甲21)。しかし、その内容は、前回の返書と同様「査読手続きは適正に運用されている」と繰り返すばかりであって、査読手続きが適正であったかどうかについての「疑い」には一切回答がなかった。

すなわち、藤部編集委員長は、査読意見に対する原告の3回の質問に回答できないのである。したがって、この採用拒否は、適正な査読を経ておらず、無効である。

すでに述べたように、日本気象学会機関誌『天気』は日本における気象学に関する唯一の査読者付き和文の科学誌である。被告気象学会が本件第二論文について科学的でないとは示せなかったのであるから、この採用拒否は許されるべきではない。

さらにこのことは憲法第23条で保障される原告の研究成果の発表の自由が脅かされることになる。よって、これを正すために提訴することにしたものである。

また、査読が「考え方と指針」(甲6)により適正になされたかどうかについて、この訴状の第5において釈明を求める。この被告の回答により被告日本気象学会の憲法違反と不法行為はより一層浮き出ることになるであろう。

なお、原告は、日本物理学会誌に、日本気象学会に投稿した原論文(第一論文と第二論文を合わせたもの)を引用する論文「原因は気温高、CO₂濃度増は結果」を投稿した(2008年11月)。これは、物理学会内部のCO₂温暖化論者の論文と同時掲載することになり、ようやく1年半後の掲載となった(2010年4月、甲22)。

原告は環境経済・政策学会の会員でもあった。この経済系の学会では、原告の論文「CO₂温暖化脅威説は世紀の暴論」に、反論者のコメントをつけ、それに原告の回答をつけるという三部作を同時に論文集に載せることで(環境政策学会年報第4号、『地球温暖化への挑戦』1999年9月、東洋経済新報社)、原告の研究成果であることを認めた。

被告日本気象学会も、物理学会のように対立意見を対等に扱うか、または環境経済・政策学会のように最終査読経過を可視化して、会員および一般購読者に提供すれば、このような憲法違反などの問題は生じなかったのである。

気象学会でも、その「考え方と指針 2. 査読者の役割」で、査読者が著者の見解に同意できない場合、査読者による短報の投稿での誌上討論を勧めているが、この趣旨である。

第4、原告の損害および結語

以上述べたように、原告らが被告日本気象学会誌『天気』に投稿した第二論文「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった II. 関連する事実と理論についての考察」(甲15-1)は、被告側の査読によってもその科学的欠陥を指摘できず、また「考え方と指針」(甲6)でいう「論文掲載のための必要条件」に反しているとする事もできなかった。それにもかかわらず被告日本気象学会はその採用を拒否した。

このようにして原告らの気象学に関する論文について、日本における唯一の気象学の和文雑誌『天気』がその採用を拒否し続けたことは、憲法第23条(学問の自由・研究成果の発表の自由)に反し、原告らは重大なる損害を受けることになった。

被告日本気象学会は、以上述べたように、3回にわたって執拗に原告らの研究成果の発表を妨害し、原告らが憲法によって保障されている学問の自由を侵害した。

この被告日本気象学会の不法行為の動機は、被告気象学会編集委員会を私物化する人為的CO₂温暖化論者にとって、その掲載は困ることになるからである。彼らは、学問を忘れて、国策を守ることが彼らに与えられて使命と勘違いしている。

彼らは、「①人為的に排出するCO₂の約半分が大気中に溜まり続け、②そのCO₂が増えて温暖化する」と主張している。これに対し、原告らは、逆に、「①等比級数論により、人為的CO₂は3.3年分(いわゆる滞留時間)しか大気中に溜まることはなく、そして②温暖化したのでCO₂が増大した」というふたつの事実を発見した。

この原告らの発見したふたつの事実によって、「CO₂排出削減」という国策は、根底から否定されることになった。彼らはこれを恐れて、気象学における唯一の査読のある学術誌『天気』に彼らと主張を同じくする査読者A、Bを選び、原告らの論文の掲載を、3回にわたって妨害したのであった。つまり、この国策をいかなることがあっても維持したいということに、被告日本気象学会による不法行為の動機が存在する。

ところで、査読者AとBの違いは、Aには、国策を維持するという建前は崩さないものの、事実は認めるという科学者としての良心が残っている。そこで査読者Aは、著者との意見の違いをことさら強調しようとするようになる。

しかし、査読者Bは事実であろうとなかろうと、心底からこの温暖化説を信じており、結果として科学者としてあるまじき論を展開することになる。

なお、原告らの原論文の最初の提出は2008年4月である。しかし、2010年6月には、ほぼ同じ内容の英文論文がインターネット上に現れており(甲23-1(英文)、甲23-2(和訳))、将来原告らの論文が採用されても、発行の遅れによりその損害は大きくなっていく。

よって、その慰謝料金100万円の支払いを求めるとともに、上記論文の『天気』誌での掲載のために、「考え方と指針」の手続きによって、科学者として欠陥のある査読者Bを差し替えたうえ、この論文を採用する方向で急ぎ論文審査の再開を求める。

第5、求釈明

本件論文審査において、査読手続きが適正であったかどうかを明らかにするため、原告は編集委員会に対して質問書(甲17)、質問書(2)(甲18)、質問書(3)(甲20)を届けた。これらに対し、藤部編集委員長は、「査読手続きの適正な運用によるものであり、編集委員会としてご質問にはお答えしかねます」として回答を拒否した(甲19、甲21)。

原告は、この査読で適正な運用をしているかどうかをこれらの質問により問うている。これらの質問に答えないということは公正な査読をしていないということになり、被告の不法行為を証明することになる。

釈明事項

1. まず、なぜ、編集委員会が著者の3通の質問書に対して回答を拒否したのかについて釈明を求める。藤部編集委員長は「査読手続きの適正な運用」をしていると繰り返すばかりであったが、適正な運用をしたかどうか、この3通の質問書によって問われているのであって、これでは回答拒否の理由にはならない。

2. 「考え方と指針 2. 査読者の役割」(甲6)にある「論文掲載のための必要条件」との関係について以下のように釈明を求める。

(1) 両査読者のいう「掲載の基準」と「考え方と指針」でいう掲載の必要条件

編集委員会は、「考え方と指針」において、「2. 査読者の役割」として、「論文掲載のための必要条件」と「それ以外の参考意見を区別する」ことを定めている。参考意見の場合は、「考え方と指針 1. 著者の心得」によって、著者は査読者の参考意見に無条件には従う必要はない。

これに対し、論文掲載のための必要条件とは、「主な審査対象」とされる「1. 研究の学術的価値・新規性、2. 文献引用の過不足、3. 論旨や計算の誤りの有無、4. 記述の分かりやすさ・まとまり」のことであるが、査読者Aが言う掲載の基準、①説明の根拠不足、②無理な論理展開、③一貫性がないことは、それぞれどの「審査対象」に該当するのか、被告気象学会として答えてもらいたい。

(2) 査読者Aの挙げた意見(甲16)の分類

査読者Aの挙げた査読意見9項目について、被告として「考え方と指針」でいう4項目の「論文掲載のための必要条件」と「それ以外の参考意見」の5つに区別されたい。査読者Bについては、差し替えを求めたのであるから、この区別を特に求めることはしない。

(3) 査読者Aの挙げた個々の意見について

藤部編集委員長は、査読者Aの挙げた個々の意見により「掲載基準に合致しないと判断」した(甲19、甲21)が、被告気象学会として、査読者Aの9項目の意見について、掲載基準に合致しないと判断する項目はどれか、またその理由を問う。

3. 査読者Aの査読意見について釈明を求める

(1) 意見(A1)、査読者Aは原告らの仮説の成立を認めた

査読者Aは、まず「世界気温の高温傾向が原因で長期的なCO₂濃度の増加が生じている」という仮説を立てることも可能である」として、著者の仮説の存在可能性を認めた。

このように仮説として科学的に成立するのであれば、この論文の掲載を拒否できないことになるが、被告の判断を問う。

ところで、査読者Aは、これに続けてIPCCの主張も正しいとし、これによって、原告らの主張の中にある「IPCCの否定」に反対するのであるが、IPCCの主張が著者の論文によって否定されるかどうかは、その論文が公表されて後に、多くの科学者によって議論されるべき問題である。したがって、その議論をするためにもこの論文は公表されなければならない。

ところが、査読者Aは、この査読の段階で個人的意見を述べて、この論文を採用不可にしようとしている。このような「密室処理」は査読制度の悪用である。

これらの点について被告の判断を問う。

(2) 意見(A2)、誤解に基づく査読

査読者Aは、「Takahashiらの主張に対して、根拠ある否定ができていない」としている。しかし、著者はTakahashiらの主張を否定していないし、また否定するつもりもない。査読者Aは著者の意見を誤解しており、この査読は無効である。

(3) 意見(A3)、曲解に基づく査読

著者の述べる3.3年分という数値は、いわゆる「滞留時間」であって、気象学の常識でもある(気象ハンドブック朝倉書店1984年p61)。したがって、査読者Aがカッコ書きしたような①(ことは著者らも認めている)とか、②(ことは著者らの論理展開の中に含まれている)とかいうことを、著者は一切考えていない。査読者Aは著者の意見を曲解してカッコ書きを作文し、これをもとに一方的に論じているのである。

このような加筆による査読は、拒否理由にならないばかりか、はなはだ迷惑である。査読者Aも、査読の適任者と言う訳にはいかないのではないか。

(4)意見(A4)、解釈条件の一方的押し付け

著者は、R.キーリングの解釈では、FAOのいう森林破壊・農地破壊が説明できないことを指摘し、著者の考える合理的解釈を述べたのである。それなのに、査読者Aは森林破壊・農地破壊を論ずることなくR.キーリングの条件は正しいとして、その条件を押し付け、さらには「辻褄が合わない」と断定する。このような査読意見は無効である。

(5)意見(A5)、説明不足という指摘

この水蒸気の効果は、きわめて大きな問題で、これだけでひとつの論文になるテーマである。したがって、著者としてはこのままでもよいと考えるが、若干書き加えることで論文の改善を図ることとする。改善できるのだから、掲載拒否の理由にはならない。

(6)意見(A6)、漠然とした議論という指摘

人為的CO₂温暖化説は、①人為的CO₂が溜まり続けている、②CO₂が温暖化の原因である、という2つの主張を合体したものである。したがって、著者はこの表現で十分と考えるが、多少加筆して改善する。これも掲載拒否の理由にはならない。

(7)意見(A7)、別論文で議論すべきとの注文

この項は、シミュレーション計算についての基本的考え方を示したもので、これだけでも科学的論文であると考えるので、このままにする。これも掲載拒否の理由にはならない。

(8)意見(A8)、「一貫性がない」という指摘

査読者Aの指摘では、海洋と大気の間でのCO₂の出入りの説明に「一貫性がない」という。しかし、海洋全体での平衡に近い条件でのCO₂の溶解と湧昇海域における溶解度をはるかに超える濃度の深海水からのCO₂放出では物理現象がまったく違う。したがって、別の説明になるのは当然であり、「一貫性がない」との査読は正しくない。

(9)意見(A9)、①説明の根拠不足、②無理な論理展開、③一貫性のない主張との指摘

査読者Aは上記3項目を理由にして、「科学論文として掲載することは難しい」と断定した。しかし、

①説明の根拠不足について、この指摘があったのは(A5)と(A6)であり、いずれも、原文のままでよいが、若干加筆することで改善できる問題であって、掲載不可ということにはならない。その他の査読意見には、「説明の根拠不足」など存在せず、掲載不可との断定は不当である。

②無理な論理展開について、具体的な指摘はなく査読者Aの印象に過ぎず、掲載不可

との断定は不当である。

③一貫性がないについて、この指摘は(A8)であるが、物理現象が違うのだから、説明が違うのは当然である。これをもって掲載不可とするのは不当である。

(10)結論として、Aの9項目の査読意見には、どれひとつとして、掲載を拒否できる合理性のあるものは存在しない。

4. 査読者Bの査読意見(甲16)について釈明を求める

(1)意見(B1)①前半部分、「根拠が示されていない」について

査読者Bは、第2図において「著者はこの長期的傾向の原因が「気温高」(世界平均気温 $>-0.6^{\circ}\text{C}$)であると主張している」とし、その主張の根拠を示せという。著者は、この第2図だけからはそのような主張をしていないし、またその気持ちもない。したがって、してもいいし、する気もない「主張」の根拠を示すことは無理である。

(2)意見(B1)②後半部分、「断定する根拠にならない」について

査読者Bは、「この図(第4図)に示されていない要素が真の原因になっている可能性は排除できないため、気温偏差が原因でCO₂濃度変化が結果であると断定する根拠にならない」と主張する。

このような論理が通用するとすれば、すべての仮説はもちろんすべての法則にはこれを否定する事実が後に明らかになるかも知れないのだから、すべての仮説およびすべての法則は成立しないことになる。このようなことを言う査読者は、科学者として失格である。

したがって、「考え方と指針 3.編集委員の心得」にしたがって、査読者Bの差し替えを要求する。

(3)以下の査読者Bの意見(B2~21)にも、科学者の意見としては首をかしげるものが存在するが、査読者Bについては差し替えを求めている以上、さらなる釈明を求める必要はないと思われる。

しかし、被告気象学会として、査読者Bの意見(B2~21)がすべて科学的に正しいと判断するのであれば、残りの20項目すべてについて、各項目ごとに理由を挙げて科学的に正しいことを釈明されたい。

以上